日本YWCAの使命（ミッション）
イエス・キリストに学び、共に生きる世界を実現する
世界の人々と共に人権・平和・環境の問題に取り組む

第29総会期主題
平和を実現する人々は幸いである―マタイによる福音書5章9節

日本YWCAビジョン2015
（1）非核・非暴力による平和を構築する
・平和憲法をまもり、世界に広める
・市民レベルで東北アジアの信頼関係を築く
・女性と子どもの権利をまもる
・パレスチナYWCAの活動を支援する
（2）若い女性のリーダーシップを養成する

YWCA 7 JUL. 2008

発行所 日本キリスト教女子青年会
〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-8
Tel. 03・3264・0661
【四谷オフィス】
〒160-0008 新宿区三栄町6-12 2F
Tel. 03・5367・1872／FAX 03・5367・1873
E-mail. office-japan@ywca.or.jp
編集発行人 石井摩耶子
振替 00170-7-23723（毎月1日発行）
定価1部 150円
年間購読料2,200円（送料込）
www.ywca.or.jp

和解の務めに立つ

オープンメンバーシップであるYWCAとして

日本キリスト教団神奈川教区巡回牧師 関田 寛雄

08年度中央委員会日曜礼拝（5月25日）での関田寛雄牧師のメッセージを要約し紹介します。

■南京での出会い

1928年生まれの私は、1937年12月、9歳の時、南京陥落祝賀のちょうちん行列に参加し「南京陥落、日本万歳」と練り歩いた記憶がある。戦後、南京大虐殺の事実を知り、心が痛み、牧師として平和のために生きてきた。南京大虐殺70周年に再度中国を訪れたいと、2007年12月に行われた日本YWCA主催「南京を考える旅」に参加した。

旅の2日目、南京大虐殺記念館見学後、日本企業の工場を見学した。現地日本人責任者は、テレビ技術の先進性を誇り、中国人労働者によるコストの切り下げを企業家として得々と説明されるのであるが、南京という、あの事件の都市に住む日本人として、中国民衆への謝罪と償いの思いはどうなっているのかと思いが押さえ難く胸の内に噴出してきた。私は、格差に苦しむ貧しい中国民衆のために、特に大気汚染を減らす技術を持って奉仕できないかを訴え、かなりきつい表現を伴なった要望をした。この発言は私の思いを越えた展開を招くことになった。

その夜の日中参加者によるグループディスカッションの際、北京YWCAのユ・シャオランさんが次のように語った。「4歳の時に南京事件を経験し、命からがら両親につれられて南京を離れたが、後日帰郷した時、家は焼かれ、親しかった友人もその家族もすべて殺されていた。以来今日まで日本人に対する敵意を克服できずにいた。しかし今日、日本人の企業エリートに対し、中国人民への謝罪と福利の貢献を要求した日本人の発言を聞き、私の心は開かれてきた」と。彼女の発言に、私は感謝で胸がいっぱいになり、「このことのために南京に導かれた」と感じた。神の深い摂理を実感し、日本のキリスト者として、YWCAとして、なすべきことは和解の務めであると改めて認識した。

■和解の務め

コリントの信徒への手紙Ⅱ5章18節に「神はキリストによって世をご自分と和解させ、人々の罪の責任を問うことなく、和解の言葉を私たちにゆだねられた」とあるが、聖書において「言葉」は、いつも関わりとアクションを伴うものである。誰とどのような関わりを結ぶか、その務めが私たちにゆだねられており、「平和の器」としての自らの責任を強く思わざるをえない。

和解とは戦争のない状態をもたらすだけでなく、正義と愛において共に生かし合うことである。イエスは「平和を実現する人々は幸いである」と言われたが、「平和を実現する人々」は「peaceful person」ではなく「peacemaker」であり、関わりとアクションを持ち続けて和解をつくっていくためにこそ、私たちはこの世に遣わされている。アジア・太平洋戦争の未だ終わらない惨禍の謝罪と償いなくして、人や民族や国家の和解はない。草の根の具体的連帯の広がりをYWCAは求められ、その務めへと招かれている。草の根の具体的な1対1の出会いから生まれてくる和解こそ力があり、私も南京での出会いの中で、祝福に満ちた和解が与えられた。

和解について考える際に忘れられないのが、M・L・キング牧師である。キング牧師の説教集『汝の敵を愛せよ』には『汝の敵を愛せよ』とのイエスの教えは個人間のことと捉えていたが、民族間・国家間の対立を乗り越えていくために最も具体的なイエスの教え」であり、「黒人の兄弟姉妹たちよ、相手（白人）の誤った敵意をなくすためには相手を愛することしかない。彼らが救われなければ我々も救われない」とある。和解の務めとはまさにこのことに他ならず、力で打ち勝って新たな支配を生み出すことではない。

■抵抗の原点として、改めて信仰告白を―オープンメンバーシップの故に

戦後、天皇の人間宣言・平和憲法の制定に、「君が代」でなく「民が代」になったとしみじみ実感した。しかし今や市民のための国家が変貌し、国家のための国民づくりに狂奔し始めた。こうした状況で、イエス・キリストの名によって始められたYWCAはどのように和解の道に徹しているのか？ 時代の反動化に対して実存的な抵抗の主体になることが求められている。オープンメンバーシップを大事にすればこそ、今この時代にイエス・キリストと結ばれることの具体化を志してほしい。具体的には、抵抗する共同体として、この時代に和解のためにつかわされた者として生きることではないか。それは自由にして豊かな慈しみに満ちた人生になるだろう。（文責・編集委員会）

＊日本YWCAは1970年の全国総会において、それまでキリスト者だけを正会員としていたのを改め、YWCAの目的に賛同するすべての女性と共に活動することを決め、キリスト者と非キリスト者が同等の資格で活動する「オープンメンバーシップ」となり、社会に、より開かれた活動を目指してきました。

中国の若い参加者との語らい。「南京を考える旅」（07年12月）にて。（左・関田牧師）

四川大地震被災者救援募金にご協力を！

震源地に近い成都YWCAが、農村で運営している生徒数620名の学校と「児童村」（養護施設）宿舎も被害を受けました‖写真。しかし6月には建て直し作業が終わり、現在は「児童村」の子どもたちも部屋で就寝できるようになりました。中国YWCAは、成都YWCAを拠点に被災者救援活動を継続しています。（4面関連記事）

08年中央委員会報告記事 2面

日本YWCA四谷オフィスを開設しました。
【連絡先】
〒160-0008
新宿区三栄町6-12 2F
TEL 03-5367-1872
FAX 03-5367-1873

「非暴力」について考えること

手島千景

1968年4月4日にメンフィスでキング牧師が暗殺されてから40年が経った。ご存知のようにキング牧師はガンジーの非暴力思想の継承者であった。ガンジーの非暴力・不服従運動はヒンディー語でサティヤーグラハと言う。サティヤが「真理」、アーグラハが「掴まえること」、つまり「真理を掴まえること」を意味している。ガンジーは真理（サティヤ）を実現するただ一つの手段は非暴力であると考えていた。

YWCAの活動も非暴力によるものであることは言うまでもない。私たちが武器を持ったり、腕力を振るったりすることは考えられない。しかし、「言葉による暴力」はどうだろうか。自分の意見を主張するあまりに声高になったり、感情的になったりしたことはないだろうか。YWCAでの委員会等の時だけでなく、外部の集会やデモに参加した時、つい周りに煽られて乱暴な言葉を使ってしまったことはないだろうか。

キング牧師の非暴力運動には十の戒めがあった。その中の一つに「拳・舌・思いによる暴力を振るわないこと」とある。言葉や思いによっても相手を傷つけてしまうことがあることを自覚していなければならないと思う。自分の主張するべきことは主張するべきであって、正しいと思うことを引っ込める必要はないが、相手を人格として認めて対応することを忘れてはならない。キング牧師の言葉に「真の意味から言って、非暴力は、いま役に立つから、というだけの理由で用いる戦略でないことは明らかである。つまり、非暴力は究極的には、その要求がまったく道徳的であるという理由で、人間の生き方そのものだからである」というものがある。非暴力を貫くには生き方を省み、試練をも覚悟しなければならない時がある。そのためにも自分の拠って立つ所を常に確認し、自らを律する必要があるのではないだろうか。

（東京YWCA会員）

エンパワーするNGO YWCA

この夏、静かな湖畔の森で、とっておきの夏休みを過ごしませんか？

東京YWCA

夏は野尻キャンプ場

ナウマン象で知られる長野県野尻湖畔に、東京YWCA野尻キャンプ場はあります。教育的なキャンプを目的に1931年に開かれて以来、多くの青少年・ファミリーが夏を過ごしてきました。森と湖に囲まれ、野尻湖に突き出た琵琶が崎という半島ひとつがまるごとキャンプサイトなので、独立性が高く、豊かな自然が大切に残されています。広さはなんと4万5千坪。リスやムササビを近くで見ることもしばしば。水泳場からの妙高山の眺めはすばらしく、一度は見ていただきたい景色です。

今年の夏も幼稚園年長児から高校生までを対象に、各種キャンプが計画されています。「国際キャンプ」や「ファミリーキャンプ」などもおすすめです。キャンパーは森の中に点在するキャビンで生活し、高学年になるとランプを体験します。森の中にはグリーンチャペルがあり、朝日で輝く十字架に向かって、1日のはじめに静かな時をもちます。青い空のもとでの水泳・ボートやカヌーは、開放感いっぱい！ 夜には、水泳場の桟橋に寝転び、満天の星空や流れ星を見たり、キャンプファイヤーを囲んだりと、都会では経験できない暗闇を楽しみます。豊かな自然の中で思い切り遊び、新しい友やリーダーと過ごすキャンプの生活は、日々新たな発見と楽しさに溢れており、次第に子どもの目がきらきらと輝いてきます。

さて、キャンプ生活はちょっと…という方には、「ゆかりハウス」に泊まるフリープランはいかがでしょうか。バス・トイレ完備でバリアフリーなので、小さいお子さんやシニアの方も気軽に利用できます。湖で泳いだり、自然散策したり、子どもたちは大好きな虫探しに夢中になったりと、食事以外はフリーなので、天候や気分で思い思いの過ごし方ができます。食事も信州野菜をふんだんに使った健康的なものを心がけています。その他にも、大人・親子のカヌー講習などさまざまなプログラムを予定しています。

野尻の印象は？と来訪者に聞いてみると、一歩入るとそこはまるで別世界、こっそり自分だけの秘密にしておきたい、とのこと。あなたも、この夏は野尻でお気に入りの場所を見つけませんか？

東京YWCA野外環境教育部
＊お問合せ先 03(3293)5466

世界YWCA緊急行動の呼びかけ

ジンバブエで拡大する暴力が女性と少女を脅かしています

3月29日に実施された大統領選挙後の政治的混乱により、ジンバブエでは脅迫行為や暴力が拡大し、女性と少女は性的虐待や脅迫を受け、生計手段や住居を失っています。こうした状況下、100人以上の女性と40人以上の子どもたちがハラレYWCAに避難しており、ジンバブエYWCAは危険が去るまで安全に身を寄せる場所を提供しています。

世界YWCAは、加盟YWCAおよび関係団体に、ジンバブエの状況に対し以下の行動を呼びかけます。

①現在行われている人道的努力への支援と募金

世界YWCAは募金の呼びかけと人道的対応を通し、女性の性と生殖に関する健康に必要な物品とサービス（レイプ被害者のための施設およびカウンセリング・AIDS予防薬・整理用ナプキンの提供など）を行っています。

②非暴力を訴える。特に女性と少女への暴力と虐待に対し“NO”を叫ぶ

＊ジンバブエ政府に対し、暴力を止め、法と秩序の回復を要請

＊国連や他の組織に対し、ジンバブエの暴力を止めることを精力的に支持することを要請

③政治危機に対し、女性の視点と平和構築のための助言を含む、緊急かつ平和的な解決を提唱する

世界YWCAはすべての紛争調停団への女性の参加を訴え、女性の参加をモニタリングしています。99人のYWCA会員が、ジンバブエ教会評議会を通してこの選挙の監視に加わりました。ジンバブエYWCAの決選投票の監視を、募金と支援で支えましょう。

④ジンバブエのための祈祷会をもつ

祈りの習慣がある人は、ジンバブエのための祈祷会を開くことを考えてみましょう。

●募金振込先：郵便振替 00170ー7ー23723 「日本キリスト教女子青年会」
＊振込用紙の通信欄に、国際協力募金「ジンバブエ支援」とお書きください。
●問い合わせ先：日本YWCA TEL03・5367・1872 FAX03・5367・1873
E-mail： office-japan@ywca.or.jp

中国四川省大地震被災者救援募金・ミャンマー（ビルマ）サイクロン被災者救援募金ご協力をお願いします

●Aye Kywe ミャンマーYWCA総幹事より、6月5日に日本YWCA宛に報告と呼びかけが届きました。

「ミャンマーを襲ったサイクロン被害について、皆さまのお気持ち・お祈り・支援計画に心から感謝しています。サイクロンの影響で苦しむ人々の数はとどまることなく、ミャンマーYWCAはプログラム参加者や近隣住民、被害の大きいデルタ地域ならびにヤンゴンでの支援に力を注いでいます。

強風によりデルタ地域の参加者たちの家屋は全壊しており、YWCAのシェルターに身を寄せざるを得ない状況です。しかしシェルターへの避難期日は過ぎており、直ちにシェルターを出るようにと役所が通達してきています。彼らには、新しい家を建てる費用はなく、無理な話です。モンスーンの季節が到来し、激しい雨が続いている当地で、いま緊急に必要な支援は屋根のある場所を被災者に提供することです。そこでミャンマーYWCAは、被災者に屋根の修理・建設と家屋建築のための木材の提供をすることを決めました。皆さまのご協力に心より感謝しています」。

●金蔚中国YWCA総幹事代行より、成都YWCAで行われている支援活動の報告が届きました。（1面参照）

ミャンマー（ビルマ）サイクロン被災者救援および四川大地震被災者救援のための募金へのご協力をお願い申し上げます。

＊募金先は上記と同じです。振込用紙に「四川大地震救援」「ミャンマーサイクロン救援」と明記下さい。

東京YWCAアンコア3周年記念講演とハルディスカッション

演題 大切な人の「がん治療」といっしょに向き合うために
日時 7月11日（金） 18時30分～20時30分
場所 東京YWCAカンファンホール
参加費 1500円 定員80名
問合せ先 YWCAフィットネス ワオ（03・3219・2565）

ご協力ありがとうございます

賛助費［以下敬称略］

渡邊文子 辻 加代 小野小夜子
鹿野幸枝 難波恵江 上村三保子
倭 恭子 内海公子 田村巳代子
熊江雅子 中村紀子 武井多佳子
江副史子 三木ふみ 三木ふみ
永山峰子 鶴崎祥子 鶴崎祥子
北原恵美 望月和子 望月桂一郎
大川孝子 太田和子 近藤真由美
八重樫照代 三宅純子 布村美弥子
山路雅子 松本京子 本城智子
角田 健 隅谷優子 黒田とめ子
村山成乃 桐村豊子 永井千代子
川西 薫 池田世子 木田みな子
輿水絹江 平栗彰子 倉方真紀子
栗田道代 汐崎彦子 金井信一郎
大村直子 坂上信子 叶 路子
平和教育金
鶴崎祥子 福岡YWCA 匿名
オリーブの木募金 日比野路子

坂口和子 井越敦子
荒木幸子 坂和 優 呉YWCA
牧野正博 鶴崎祥子 中瀬古芳江
森田紀子 鈴木里可 木村康子
岩橋百合 桐村豊子 松本光代
国際協力募金［ジンバブエ支援］
桐村豊子 日比野介彦
勝 美恵 大野綾子 河本美智子
倭 恭子 中央委員会出席者匿名
シャロン千里聖日礼拝出席者一同
国際協力募金［ミャンマー（ビルマ）サイクロン被災者救援募金］
勝 美恵 坂口和子 河本美智子
倭 恭子 峰岸満佐子 中央委員会出席者匿名
会出席者匿名 中央委員会献金
東京YMCA西東京センター04
2実行委員会 長崎YWCA
福岡YWCA
国際協力募金［中国四川省大地震被災者救援］
勝 美恵 坂口和子 森 洋子
三宅文子 倭 恭子 河本美智子
倭 恭子 中央委員会出席者匿名 峰岸満佐子
長崎YWCA 福岡YWCA
東京YMCA西東京センター04
2実行委員会 大阪YWCA中
国人帰国者日本語教室受講生 シャ
ロン千里聖日礼拝出席者一同
緊急国際協力募金
桐村豊子 田村三保子
国際協力募金［相互援助］
福島YWCA
世界YWCA賛助費
辻 加代 桐村豊子
一般寄付
唐崎旬代 松田和子
島田充子 呉YWCA
大島和美
（2008年5月30日現在）

08年度中央委員会報告

2008年５月24日（土）～25日（日）
国立オリンピック記念青少年総合センター

アジアの人々と共に 正義と平和を実現するために

第29総会期第３回中央委員会が開催され、議事Ⅰは出席中央委員48名、陪席21名、傍聴２名。鈴木伶子理事長の開会礼拝、その後、寄附行為変更の内定を得たことの報告があり、石井摩耶子会長から寄附行為変更内定に伴う組織会の説明があった。続いて前回中央委員会議事録を一部訂正の上承認。会長の基調報告では、市民レベルでの東北アジアの信頼関係の構築、若い女性のネットワークをつくり、リーダーシップを養成することなどが報告された。川端国世総幹事からは07年世界ＹＷＣＡ総会報告、各会の会則改正と名称変更の報告、公益目的事業と日本ＹＷＣＡの機能、など活動報告があった。また、２００７年度会計報告と監査報告・理事会報告があり、承認。

各部委員会報告では、ビジョン２０１５委員会・「ひろしまを考える旅」・「日韓ユースカンファレンス」・「南京を考える旅」「パレスチナＹＷＣＡ支援」などビジョン２０１５達成に向けての報告、広報委員会は地域ＹＷＣＡの広報活動を支援すること、ファンドレイジング委員会は新たな試みにも挑戦して目標達成したこと、国際コミュニケーション・チームは世界の情報を伝えていくために翻訳力を強化すること、中高ＹＷＣＡ委員会は地域ＹＷＣＡと学校との連携を支援していくこと、などが報告された。

協議Ⅰでは、公益法人新法への対応として、日本ＹＷＣＡ機関設計案と定款案の説明が行われⅡ別掲参照Ⅱ、ワークショップを通して公益目的事業の展開について考え合った。

公益法人新制度スタート目前 ――認定へ向けて新法適合定款（案）・機関設計（案）の検討

公益法人新法の施行を12月に控え、法人格をもつ８つの地域ＹＷＣＡでは、新しい法律に適合した公益性の高い法人に生まれ変わるべく、準備が急ピッチで進められている。今回の制度改革の最も重要なポイントは、非営利団体の行う「公益事業」の内容とあり方について客観的な判断基準が示されたこと、運営機関について意思決定と業務の執行を明確に分離したことにある。

今中央委員会では、傘下に26の地域ＹＷＣＡ、35の学校ＹＷＣＡ等を擁する、公益財団法人を目指しての日本ＹＷＣＡ定款（案）と機関設計（案）について協議がもたれた。

●定款の根本をなすＹＷＣＡの「目的」には、創立以来掲げてきた「キリスト教の基盤に立つこと」「女性と青少年の力を集め、リーダーシップを養成し、すべての人々にとっての正義・平和・健康・尊厳・持続可能な環境を実現すること」と、世界ＹＷＣＡおよび加盟ＹＷＣＡと連携することを明確に謳った。また、その目的を達成するために行う事業については、現在繰り広げられている事業（プログラム）、現行の「寄附行為」にもられている事業を中心に、新法の22種の公益目的事業内容も視野に入れて文言が整えられた。ミッション達成志向が強い会員が多いという強みを生かしたものとなっている。

●意思決定機関である評議員の選出方法については、財団の設立母体であるとも言うべき全国会員総会が推薦母体となって、別に設ける指名委員会が推薦する仕組みが考えられている。また、業務執行機関である理事会の下に社会貢献事業運営委員会を設置、前述の総会で選出された運営委員（現常任委員）が公益事業の担い手として活躍することになる。ＹＷＣＡは人であり、世界に連なる運動体であるという特異性を十分に生かしていきたい。

●税制改正大綱や新法移行ガイドラインが発表されて、次第に全貌が明らかになる中、現在任意団体である地域ＹＷＣＡの中にも法人格取得へ向けて準備を始めるＹＷＣＡも出てきている。

公益法人制度改革に対応する部会　鹿野幸枝

●長期財政計画

協議Ⅱでは、日本ＹＷＣＡの長期財政計画について理事長からの説明があった。財政計画に際して２０１２年度を目処とすること。その理由は、12年度末に現会館が建築20年となり、三井不動産㈱とのサブリース契約が終了し、13年度からは日本ＹＷＣＡ会館の賃貸事業を新たに検討する必要があること、同時に建築資金として借りた銀行の借入金の返済が終わるためである。

サブリース契約終了に際して、預かり敷金を返済するための計画を検討していること、さらに今後日本ＹＷＣＡ会館を効率的に運営し、その果実を活用して国際ＮＧＯとして公益事業の展開を一層活発に行なうために、新たに四谷オフィスを作ること、などの計画が話され、質疑がなされた。

また、分担金についても説明があり、地域ＹＷＣＡと忌憚のない意見交換が行われた。

●アジア太平洋戦争の謝罪と未来に向けて

協議Ⅲのテーマは「アジアの人々と共に正義と平和を実現するために―アジア太平洋戦争の謝罪と未来に向けて」。近年、日本のＹＷＣＡが韓国・中国ＹＷＣＡとの交流を積極的に展開している中で、アジア太平洋戦争に対する日本のＹＷＣＡの姿勢が問われていることを改めて自覚した。そして日本のＹＷＣＡが戦後一貫して憲法９条を守り平和運動を活動の柱としていることを知らせることで、東北アジアの平和を築き、韓国・中国ＹＷＣＡと協働していく上で深い信頼関係が築けることを確信するに至った。そこで日本ＹＷＣＡとして、次の全国総会で会員の総意として謝罪・立場表明ができるように、どんな取り組みを行うべきかを協議した。

ブロック別の情報交換後、解散。

●若い女性のリーダーシップ養成、他

協議Ⅳでは、ＹＷＣＡの活動にかかわっている若者のリーダーシップの養成を目的とした「ユース・ネットワーク」に関する提案があり、続いて前日の検討内容を協議をした。

議事Ⅱでは、２００８年度第１次補正予算案、日本ＹＷＣＡ自用部分の賃貸・日本ＹＷＣＡ事務所の件、候補者選考委員会について、２００８年度活動及び「９の日行動」も含めての行動計画案、同志社国際中／高等学校の中高ＹＷＣＡ加盟、次回中央委員会・臨時全国総会・全国総会日程案、および協議Ⅲを受けて、アジアの人々と共に正義と平和を実現するために、第30回全国総会までにアジア太平洋戦争の謝罪と未来に向けた謝罪文・立場表明を明文化すること、そのためのプロジェクト設置が提案、承認された。中央委員会・準備委員長による閉会礼拝で中央委員会は終了。

25日の日曜礼拝は昨年の「南京を考える旅」に参加された「南田實雄牧師からメッセージを伺った。Ⅱ面参照。礼拝献金６万３５００円は中国四川省大地震被災者およびミャンマー（ビルマ）サイクロン被災者救援募金に捧げられた。

書記役員　荒木紀子

「財団法人 日本YWCA」となりました

2007年５月の中央委員会で承認された寄附行為変更案、そして、７月の世界YWCA総会で、世界中で「YWCA」の名称を使うことが決定されたことを受けて、「(財)日本キリスト教女子青年会」を「(財)日本YWCA」に名称変更すること、そして評議員会の設置も含めた寄附行為変更の申請を所轄官庁である文部科学省文化庁宗務課にしていました。この度、2008年６月12日付で認可されました。なお、会則改正は2009年11月に開催予定の臨時全国総会で行う予定です。

自衛隊イラク派遣違憲判決

歴史的判決を根づかせよう！

４月17日、名古屋高裁でイラクでの自衛隊の活動を違憲とする判決が下され、判決は５月２日に確定しました。最高裁に準ずる高等裁判所の判断として確定したことは極めて重要であり、歴史的・画期的な違憲判決です。市民がねばり強く憲法９条を使い、裁判所を通して９条の力を発揮させた結晶です。原告の１人として４年間、裁判を闘ってきた永山峰子さんに、判決の意義と今後について報告していただきます。

４月17日、テレビニュースは「画期的判決」「自衛隊イラク派兵は憲法違反」の幕や涙で抱き合う仲間たちの顔を映し出していました。私たちが訴えてきたこととはいえ、「憲法９条違反」判決を俄かには信じることができませんでした。４年前にこの裁判の原告になり、そこで出会った全国の原告・支援者・手弁当で準備に携わった若手弁護士たち、そして「覚悟」を決めて違憲判決を書いた名古屋高裁の３人の裁判官に、しばし思いを馳せました。

●1947年に日本国憲法が施行されて以来、政府は憲法９条の「拡大解釈」を推し進め、９条を骨抜きにしてきました。この間、裁判所が憲法９条違反判決をだしたのは、59年の砂川事件地裁判決と73年の長沼訴訟地裁判決の２件しかありません。いずれも「統治行為論」による高裁の裁判所で覆されたため、憲法９条違反の司法判断が確定したことはありませんでした。

また、自衛隊の海外派遣をめぐっては、湾岸戦争後の掃海艇派遣・ＰＫＯ・テロ特措法に基づく派遣に対して、いくつもの違憲訴訟が起こされてきましたが、いずれも原告敗訴です。

「自衛隊イラク派兵差し止め」についても「政府の権限であり、原告にこの差し止めを求める資格はない」と、棄却になりました。

●しかし、今回の判決理由では、航空自衛隊が活動する首都バグダッドは「戦闘地域」にあたるとし、そこで米軍を運ぶ活動は、多国籍軍との「武力行使の一体化」であり、「自らも武力の行使を行ったと評価を受けざるを得ない」として「憲法９条に反する」と明言しました。

違憲判決の感想をきかれた福田首相は、航空自衛隊の活動について「問題ないんだと思いますよ」と、見直す考えはまったくありません。それどころか、イラク特措法が来年７月に期限切れになるため、自衛隊の海外派遣を随時可能にする一般法（恒久法）の制定を急いでいます。この動きに対しても、今回の判決は、裁判所で門前払いされることなく、法廷で堂々と政府の行為の違憲性を争うことができる道が開けたのです。

この判決の２つ目の重要な点は「平和的生存権」について認めたことです。これは憲法の前文にある「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利」のことです。この権利は、今までは裁判に訴えられるような具体的な権利ではないとされてきました。しかし、今回の判決は「平和的生存権は、すべての基本的人権の基底的権利であって、９条違反の行為によって平和のうちに生きる権利が脅かされた場合は訴えることができる」としました。これは、国から戦争遂行への加担や協力を強制された場合、差止め請求や損害賠償請求ができる場合があるとしたもので、これも画期的な判決です。

私たちの請求は棄却されましたが、実質上は勝訴であり、歴史に残る判決を勝ち取りました。

●日本は三権分立を柱にしています。違憲判決は、政府に対して直接的には強制力がないとはいえ、裁判所の司法判断は国政上尊重されなければなりません。私たち「自衛隊イラク派兵差し止め訴訟の会」は聞く耳を持たない政府に対して、この違憲判決に従い「自衛隊のイラクからの撤退」を求めて署名活動を始めました。また、弁護団は「判決学習会」の全国での開催に力を注いでいます。判決を学び、考え合い、判決を生かす道をともに歩みましょう。憲法12条「不断の努力」が、私たちに問われています。

名古屋ＹＷＣＡ　永山峰子

＊署名用紙や弁護士の派遣要請先は「自衛隊イラク派兵差し止め訴訟の会」（℡052-781-0165）

９の日行動 展開中③

YWCAの「９の日」は、すべての暴力にNO！をとなえて行動する日です。９条を意味して「９の日」とネーミングし、各地で多彩な取り組みがなされています。４回にわたってその様子を紹介します。

静岡YWCA

９条ピースウォーク　静岡Ｙのメンバーはおそろいのスカーフを春風になびかせて参加

３年ほど前、初めて「しずおか憲法９条の会」の活動交流会に参加した時に、各地域や、職場の仲間など、いろいろな形で各地に「９条の会」が出来ていることを知った。「静岡ＹＷＣＡにも９条の会を創ろう！」活動の報告を求められ、その場でみんなに発表した。「静岡ＹＷＣＡ９条の会」は即交流会に登録された。

活動を第一火曜日と決め、現行憲法と自民党草案の比較、新聞や雑誌などを共に読み学ぶ時間を持った。会のメンバーは静岡ＹＷＣＡの会員全員で、勉強会は誰でも参加できるようにした。今年５月・６月は、キリスト教を基盤に時事問題を解説してくださる講師をお招きした公開学習会が実現した。

今後は、憲法の精神を生きた人にスポットをあてたり、９条とともに世界人権宣言やコスタリカの憲法などを読みたいという希望もあり、地道な学習会も続けてゆきたい。日頃はなかなか話し合えないことを質問したり意見を発言したりする貴重な時間である。「ＹＷＣＡらしく９条を広めたい」という願いから、一つひとつ会員が刺繍をして「静岡Ｙの手作り９条バッグ」が誕生した。バザーや講演会の時には、あっという間に売り切れになり、生み出された収益はその後の９条を広める活動に使われている。また９条を子どもにも理解してほしいというお母さんたちの願いから、９条を絵文字で表し、「サンタの行進」ではクリスマスカードにして配った。

●地域の「９条の会」の一つとして、９条を絵文字で表し、一人ひとりの手作りの思いを持ち寄ったチラシを配ったり、署名を集めたり、メガフォンを持って思いのたけをアピールしたり。一昨年には「９条を変える？変えない？シール投票」も行った。９条ピースウォークや、９条世界会議のアピールをしたり、各々の会の企画もアピールする。それぞれが思い思いに。お互いの情報交換の場としても重要で、機関紙や企画のチラシを交換することにより、お互いの集会に参加する機会も自然にふえ刺激し合っている。

確かな広がりを見せている草の根運動の実践であり、この「合同での日行動」を静岡ＹＷＣＡとしても大切にしていきたい。

静岡ＹＷＣＡ　藤原玲子

合同で行うようになった。街頭行動では、それぞれの会が持ち寄ったチラシを配ったり、署名を集めたり、メガフォンを持って思いのたけをアピールしたり。一昨年には「９条を変える？変えない？シール投票」も行った。９条ピースウォークや、９条世界会議のアピールをしたり、各々の会の企画もアピールする。それぞれが思い思いに。お互いの情報交換の場としても重要で、機関紙や企画のチラシを交換することにより、お互いの集会に参加する機会も自然にふえ刺激し合っている。

確かな広がりを見せている草の根運動の実践であり、この「合同での日行動」を静岡ＹＷＣＡとしても大切にしていきたい。

静岡ＹＷＣＡ　藤原玲子

「明日のことは思いわずらうな。明日のことは明日自身が思いわずらうであろう」。
マタイによる福音書６章34節

いろいろな悲しいニュースが飛び交う日々を送っていると、
知らず知らずのうちに将来への不安がつのってきます。
来年の今頃はどうなってるかしら、生きていけるのかしら、食べていけるのかしら、
などと目に見えない不安は私たちの心を支配していくものです。
マタイの６章33節でイエス様は、「まず神の国と神の義とを求めなさい。
そうすれば、必要なものはすべて添えて与えられる」ということを
おっしゃっています。地上の富や栄誉に目をむけるのではなく、
天に宝を積むような心を持ちながら今を生きるときに
必要なものは添えて与えられ、また、明日への不安に支配されることなく
今日という日を元気に過ごせるのではないでしょうか。
みなさんの心に、今日も希望と平安が満ちあふれますように。

彩ノエル（ロサンゼルス在住クリスチャンアーティスト）